

岐阜県公報

号外(四) 平成三十年四月一日

目次

規則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課) 一^{ページ}

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の税率の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 八

訓令

地方税法の規定による犯則事件に係る職務を行う徴税吏員の指定に関する訓令 (税務課) 八

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令 (同) 八

規則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二十九号

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県税条例施行規則(昭和二十五年岐阜県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第四十七条を次のように改める。

(県税に関する犯則取締り)

第四十七条 法第二十二條の十五の規定により作成する領置目録、差押目録又は記録命令付差押目録は、第五十九号様式による。

2 法第二十二條の十六第一項の規定により徴する領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件の保管証は、第六十号様式による。

3 施行令第六條の二十二の二に規定する物件の領置、差押え又は記録命令付差押えをした場合の封印は、第六十一号様式による。

4 法第二十二條の二十八第一項の規定により発する通告書は、第六十二号様式による。

5 法第二十二條の二十八第三項の規定により通告を更正した場合に発する通告書は、第六十二号の二様式による。

様式目次中

「第五十九号様式 差押(領置)目録

第六十号様式

保管証

第四十七条第一項

第四十七条第一項

を

第六十一号様式 差押物件（領置物件）の封印 第四十七条第二項

第六十二号様式 通告書 第四十七条第三項

第五十九号様式 領置（差押・記録命令付差押）目録 第四十七条第一項

第六十号様式 保管証 第四十七条第二項

第六十一号様式 領置物件（差押物件・記録命令付差押物件）の封印 第四十七条第三項

第六十二号様式 通告書 第四十七条第四項

第六十三号の二様式 通告書（取立） 第四十七条第五項

改める。

第六十一号様式を戻す中「三菱東京UFJ銀行」を「三菱UFJ銀行」に

「(2) 処分、処分の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。」

「(2) 処分、処分の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。」

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 」

第六十一号様式を戻す中「三菱東京UFJ銀行」を「三菱UFJ銀行」に、「(当該期間)」を「当該期間」と改める。

第五十九号様式及び第六十号様式を次のように改める。

第 59 号様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第 47 条関係)

領置 (差押・記録命令付差押) 目録

領置 (差押え・記録命令付差押え) の 場 所					
領置 (差押え・記録命令付差押え) の 日 時		年 月 日 時 分			
領置 (差押・記録命令付差押) 検 税 吏 員 氏 名					
番 号	品 名 又 は 名 称	数 量 又 は 個 数	物 件 所 持 者 の 住 所 又 は 居 所 (所 在 地) 及 び 氏 名 (名 称)	封 印 の 方 法 及 び 簡 所 数	摘 要

備考 第 15 号様式備考は、この様式について準用する。

第 60 号様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第 47 条関係)

保 管 証

年 月 日

岐阜県検税吏員 様

保管者 住所

氏名



犯則嫌疑者 〃 に係る地方税法違反嫌疑事件に関する証拠物件として 〃 年 〃 月 〃 日 において領置された (差し押さえられた) 下記物件は、封印のまま確かに保管致します。

ただし、保管料は無償とします。

記

番 号	品名又は名称	数量又は個数	物 件 所 持 者 の 住所又は居所 (所在地) 及 び 氏 名 (名 称)	封印の方法 及び箇所数	摘 要

備考 第 15 号様式備考は、この様式について準用する。

第 62 号様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第 47 条関係)

通 告 書

年 月 日

住 所 又 は 居 所

(所 在 地)

氏 名 様
(名 称)

岐阜県 県税事務所長 印

下記について、地方税法第 22 条の 28 第 1 項の規定により通告します。

記

地方税法違反嫌疑事件について、岐阜県検税吏員 〃〃〃 の報告に基づいて調査したところによれば 〃〃〃 は 〃〃 年 〃〃 月 〃〃 日 で 〃〃〃 をしたものです。

上記の行為は、地方税法第 〃〃 条第 〃〃 項に違反しているから、同法第 22 条の 28 第 1 項の規定により処分しなければなりません。よつて、次に掲げる金額をこの通告書の送達を受けた日の翌日から起算して 20 日以内に岐阜県 〃〃〃 に納付することを命じます。

証拠物件として領置 (差押え・記録命令付差押え) をしている 〃〃〃 は通告履行後還付します。

- 1 金 〃〃〃 罰金に相当する金額
- 2 金 〃〃〃 追徴金に相当する金額
- 3 金 〃〃〃 処分費

なお、期限までに納付しないときは、告発します。

備考 第 15 号様式備考は、この様式について準用する。

第六十一号様式中「**届出の送附**」を「**届出の送付**」に改める。
第六十二号様式を次のように改める。

第 62 号の 2 様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第 47 条関係)


第六十二号様式の次に次の一様式を加える。

通告書 (更正)

年 月 日

住 所 又 は 居 所
(所 在 地)

氏 名 様
(名 称)

岐阜県 県税事務所長 

年 月 日付けで通告したことについて、地方税法第 22 条の 28 第 3 項の規定により下記のとおり更正したので、通告します。

記

地方税法違反嫌疑事件について、岐阜県検税吏員 の報告に基づいて調査したところによれば は 年 月 日 で をしたものです。

上記の行為は、地方税法第 条第 項に違反しているから、同法第 22 条の 28 第 1 項の規定により処分しなければなりません。よって、次に掲げる金額をこの通告書の送達を受けた日の翌日から起算して 20 日以内に岐阜県 に納付することを命じます。

証拠物件として領置 (差押え・記録命令付差押え) をしている は通告履行後還付します。

- 1 金 罰金に相当する金額
(更正前からの増減額 円)
- 2 金 追徴金に相当する金額
(更正前からの増減額 円)
- 3 金 処分費
(更正前からの増減額 円)
- 4 更正の理由

なお、期限までに納付しないときは、告発します。

備考 第 15 号様式備考は、この様式について準用する。

第 105 号の 2 の 2 様式 (用紙縦 115 ミリメートル・横 67 ミリメートル) (第 86 条関係)

岐阜県自動車税 納税証明書 (継続検査・構造変更検査用)

この証明書は車検に必要ですから自動車検査証と一緒に大切に保管してください。

継続検査・構造等変更検査(車検)で使用される際は、お切り離し下さい。

登録番号	
車台番号	
証明書有効期限	

上記の登録番号、車台番号、証明書有効期限が「■■納税証明書無効■■」となっているもの又は収納機関の領収日付印がないものは無効です。

岐阜市日置江2648-3

岐阜県自動車税事務所長



領収日付印	収入印紙不要
-------	--------

第百五号の二の様式を次のように改める。

備考 第 12 号様式備考は、この様式について準用する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第四十七条の規定は、この規則の施行の日以後にした行為に係る地方税に關する犯則事件の処分について適用し、同日前にした行為に係る地方税法に關する犯則事件の処分については、なお従前の例による。

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の税率の特例に關する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十号

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の税率の特例に關する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の税率の特例に關する施行規則（平成二十八年岐阜県規則第三号）の一部を次のように改正する。

題名中「税率の」を削る。

第一条中「岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の税率の特例に關する条例」を「岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に關する条例」に改める。

第四条の見出し中「不均一課税」を「課税免除」に改める。

第五条を削る。

別記第二号様式中「地方活力向上地域における不動産取得税の不均一課税申請書」を「地方活力向上地域における不動産取得税の課税免除申請書」に

「不均一課税の適用を受けようとする税額等に関する事項」を「課税免除を受けようとする税額等に関する事項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の税率の特例に關する条

例の一部を改正する条例（平成三十年岐阜県条例第十号）による改正前の岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の税率の特例に關する条例（平成二十七年岐阜県条例第四十三号）第三条の規定の適用を受けようとする者が行う不動産取得税の不均一課税の申請については、なお従前の例による。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第八号

総 務 部
各県税事務所
自動車税事務所

地方税法の規定による犯則事件に係る職務を行う徴税吏員の指定に關する訓令を次のように定める。

平成三十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

地方税法の規定による犯則事件に係る職務を行う徴税吏員の指定に關する訓令

総務部税務課、県税事務所又は自動車税事務所に勤務する主査若しくはこれに相當する職以上の職にある者又は主任若しくは主事若しくはこれらに相當する職にある者のうち知事が特に必要と認める者は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による犯則事件に係る職務を行う徴税吏員に指定されたものとする。

附 則

- 1 この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

2 地方税法において準用する国税犯則取締法の規定による収税官吏の職務を行う徴税吏員の指定に關する訓令（平成十七年岐阜県訓令甲第六号）は、廃止する。

岐阜県訓令甲第九号

総 務 部

出納事務局
各県税事務所
自動車税事務所

岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県税務処理規程（昭和六十年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第四十五条を次のように改める。

（犯則取締り）

第四十五条 県税事務所長は、犯則嫌疑事実があると認めるときは、直ちに知事に報告しなければならない。

2 法第二十二條の第四項に規定する許可状の請求書は、別記第百十八号様式によらなければならない。

3 法第二十二條の六第一項の規定による通信履歴の電磁的記録の保全要請を行う場合における要請書は別記第百十八号の様式、同項の規定による保全要請の取消しを行う場合における取消書は別記第百十八号の三様式、同条第二項の規定による保全期間の延長を行う場合における要請書は別記第百十八号の四様式によらなければならない。

4 法第二十二條の九第二項の規定により処分をしたときの調書は、別記第百十九号様式によらなければならない。

5 法第二十二條の十七第一項の規定により遷付したとき又は法第二十二條の十八第一項の規定により交付し、若しくは複写を許したときの調書は、別記第百二十号様式によらなければならない。

6 法第二十二條の十九第四項に規定する許可状の請求書は、別記第百二十号の二様式によらなければならない。

7 法第二十二條の二十四各項の規定により作成する調書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によらなければならない。

一 質問調書 別記第百二十一号様式

二 検査調書 別記第百二十二号様式

三 領置調書 別記第百二十三号様式

四 臨検（搜索）調書 別記第百二十四号様式

五 差押調書 別記第百二十五号様式

六 記録命令付差押調書 別記第百二十六号様式

8 法第二十二條の二十六、第二十二條の二十七ただし書、第二十二條の二十八第二項又は第二十二條の二十九の規定により告発する場合における告発事件送付書及び告発書は、それぞれ別記第百二十七号様式及び別記第百二十八号様式によらなければならない。

9 法第二十二條の二十七の規定により報告する場合における報告書は、別記第百二十九号様式によらなければならない。

10 県税事務所長は、法第二十二條の二十八第一項の規定により納付の通告をするときは別記第百三十号様式による通告処分決議書により、同条第三項の規定により納付の通告を更正するときは別記第百三十一号様式による通告処分更正決議書により、それぞれ決議しなければならない。

11 県税事務所長は、規則第四十七条第四項又は第五項の通告書を発した場合において、納付金を収納したときは、第四十八條の規定の例により調定しなければならない。

12 法第二十二條の三十第二項の規定により領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件を検察官に引き継ぐ場合における引継書は別記第百三十二号様式、同条第三項の規定により発する引継通知書は別記第百三十三号様式によらなければならない。

13 法第二十二條の三十一の規定により発する犯則の心証を得ない場合の通知書は、別記第百三十四号様式によらなければならない。

14 県税事務所長は、県税の犯則事件の処分について、別記第百三十五号様式による犯則事件整理票により整理しなければならない。

別記様式目次中

「第百十八号様式 臨検、搜索、差押許可状請求書 第四十五条第二項」を

「第百十八号様式 臨検（搜索・差押・記録命令付差押）許可状請求書 第四十五条第二項

第百十八号の二様式 通信履歴保全要請書 第四十五条第三項に、

第百十八号の三様式 通信履歴保全要請取消書 第四十五条第三項

第百十八号の四様式 通信履歴保全期間延長要請書 第四十五条第三項

「第百十八号の四様式 通信履歴保全期間延長要請書 第四十五条第三項」

「開扉てん未書」を「領置(差押・記録命令付差押) 物件解錠等調書」に、「第四十五 条第三項」を「第四十五条第四項」に、	
「第百二十号様式 運付請書」	第四十五条第四項
「第百二十一号様式 質問てん未書」	第四十五条第五項
「第百二十二号様式 検査てん未書」	第四十五条第五項
「第百二十三号様式 領置てん未書」	第四十五条第五項
「第百二十四号様式 臨検・搜索てん未書」	第四十五条第五項
「第百二十五号様式 削除」	
「第百二十六号様式 差押てん未書」	第四十五条第五項
「第百二十号様式 運付(交付・複写) 請書」	第四十五条第五項
「第百二十号の二様式 鑑定物件破壊許可状請求書」	第四十五条第六項
「第百二十一号様式 質問調書」	第四十五条第七項
「第百二十二号様式 検査調書」	第四十五条第七項
「第百二十三号様式 領置調書」	第四十五条第七項
「第百二十四号様式 臨検(搜索) 調書」	第四十五条第七項
「第百二十五号様式 差押調書」	第四十五条第七項
「第百二十六号様式 記録命令付差押調書」	第四十五条第七項
「犯則事件報告書」を「告発事件送付書」に、「第四十五条第六項」を「第四十五条第 八項」に、「通告処分決議書」を「告発書」に、「第四十五条第七項」を「第四十五条第 八項」に、	
「第百二十九号様式 告発事件送付書」	第四十五条第九項
「第百三十号様式 告発書」	第四十五条第九項
「第百三十一号様式 削除」	
「第百二十九号様式 犯則事件報告書」	第四十五条第九項
「第百三十号様式 通告処分決議書」	第四十五条第十項
「第百三十一号様式 通告処分更正決議書」	第四十五条第十項
「差押(領置) 物件引継書」を「領置(差押・記録命令付差押) 物件引継書」に、「第 四十五条第十項」を「第四十五条第十二項」に、「差押(領置) 物件引継通知書」を 「領置(差押) 物件引継通知書」に、「第四十五条第十一項」を「第四十五条第十三項」 に、「第四十五条第十二項」を「第四十五条第十四項」に改める。	
別記第三号様式その二中「は車検に必要ですから自動車検査証と一緒に」を「て車検	

の際の納税確認をする場合がありますので、」と「岐阜県自動車税事務所」や「岐阜
県自動車税事務所長」に改める。

別記第三十七号様式その二裏面中「三菱東京UFJ銀行」を「三菱UFJ銀行」に改
める。

別記第三十七号様式その三裏面中「は車検に必要ですから自動車検査証と一緒に」を
「て車検の際の納税確認をする場合がありますので、」と「
「岐阜市日置江2648 3 「岐阜市日置江2648 3
岐阜県自動車税事務所 岐阜県自動車税事務所長
に改め、同様裏面中「処分
の取り消しの訴え」を「処分の取消しの訴え」に、「発布日」を「発付日」に、「三菱東
京UFJ銀行」を「三菱UFJ銀行」に改める。

別記第九号様式中

第 付 場 所	1 岐阜県内の銀行、信託銀行、信用金庫、商工組合中央 金庫、東海労働金庫、信用組合、岐阜県信用農業協同組 合連合会及び農業協同組合の本店、支店又は出張所 2 岐阜県外の大垣共立銀行及び十六銀行の支店、北陸銀 行中村支店並びにかずは銀行、三菱東京UFJ銀行及び 三井住友銀行の本店又は支店
第 付 場 所	別添様式のとおり

に改める。

別記第百十八号様式を次のように改める。

第 118 号様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第 45 条関係)

臨検 (搜索・差押・記録命令付差押) 許可状請求書

年 月 日
県 税 事
務 所 印
(自 動 車 税
事 務 所 印)

裁判所
裁判官 様

岐阜県 税事務所
岐阜県検税吏員

Ⓧ

下記嫌疑者に係る地方税法違反嫌疑事件につき、臨検 (搜索・差押・記録命令付差押) 許可状を請求する。

犯 則 嫌 疑 者 の 氏 名	
罪 名	
犯 則 事 実 の 要 旨	
臨検すべき物件又は場所 (搜索すべき身体、物件又は場所・差し押さえるべき物件・記録させ、又は印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ、又は印刷させるべき者)	
有 効 期 間 等	自 年 月 日 日間
	至 年 月 日 (有効期間が7日を超える場合は、その事由)
日没から日出までの間に	必 要 ・ 不 要

臨検（捜索・差押え・記録命令付差押え）をする必要	（必要がある場合は、その事由）
（差し押さえるべき物件が電子計算機である場合） 電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲	

- 備考 1 犯則事件が存在すると認められる資料を添付すること。
- 2 参考人の身体、物件又は住居その他の場所の捜索のための許可状を請求する場合には、差し押さえるべき物件の存在を認めるに足りる状況があることを認めるべき資料を添付すること。
- 3 郵便物、地方税法第 20 条第 4 項に規定する信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するもの（犯則嫌疑者から発し、又は犯則嫌疑者に対して発したものを除く。）の差押えのための許可状を請求する場合には、その物件が犯則事件に関係があると認めるに足りる状況があることを認めるべき資料を添付すること。
- 4 第 8 号様式備考は、この様式について準用する。

第 118 号の 2 様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第 45 条関係)

通信履歴保全要請書

年	県 税 事	月	日
	務 所 印 (自動車税 事務所印)		

様

岐阜県 税事務所
岐阜県検税吏員

㊟

地方税法第 2 2 条の 6 第 1 項の規定により、下記の通信履歴について、これを消去しないよう要請します。

記

保全を要請する通信履歴 の 電 磁 的 記 録	
保全を要請する期間	自 年 月 日 日間 至 年 月 日
摘 要	

- 備考 1 保全を要請する通信履歴の電磁的記録欄には、送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定して記載すること。
- 2 保全を要請する期間は、30日を超えない期間とすること。
- 3 みだりに当該保全要請に関する事項を漏らさないよう求める必要がある場合は、その旨を摘要欄に記載すること。
- 4 第 8 号様式備考は、この様式について準用する。

別記第百十八号様式の次に次の三様式を加える。

第 118 号の 3 様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第 45 条関係)

通信履歴保全要請取消書

年	県 税 事	月	日
	務 所 印 (自動車税 事務所印)		

様

岐阜県 税事務所

岐阜県検税吏員

㊞

年 月 日付けで行った下記の通信履歴の保全要請について、地方税法第 2 2 条の 6 第 1 項の規定により、これを取り消します。

記

保全を要請した通信履歴 の 電 磁 的 記 録	
保 全 を 要 請 し た 期 間	自 年 月 日 日間 至 年 月 日

備考 第 8 号様式備考は、この様式について準用する。

第 118 号の 4 様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第 45 条関係)

通信履歴保全期間延長要請書

年	県 税 事	月	日
	務 所 印 (自動車税 事務所印)		

様

岐阜県 税事務所

岐阜県検税吏員

㊟

年 月 日付けで行った下記の通信履歴の保全要請について、地方税法第 2 2 条の 6 第 2 項の規定により、下記のとおり期間を延長してください。

記

保全を要請した通信履歴 の 電 磁 的 記 録	
保全を要請した期間	自 年 月 日 日間 至 年 月 日
保 全 の 要 請 を 延 長 す る 期 間	自 年 月 日 日間 至 年 月 日

備考 1 保全の要請を延長する期間は、30日を超えない範囲内とすること。また、保全の要請期間は、通じて60日を超えることができないこと。

2 第8号様式備考は、この様式について準用する。

第 119 号様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第 45 条関係)

領置 (差押・記録命令付差押) 物件解錠等調書

第 号

上記の物件は、犯則疑者 に係る地方税法 (税) 違反嫌疑事件につき、 年 月 日 において封印の上、領置 (差押え・記録命令付差押え) をした物件であります、 年 月 日 午 時 分に において して在中の物件を取り出し、下記目録を作成しました。

年 月 日

岐阜県 税事務所

岐阜県検税吏員

㊟

立会人

住所

氏名

㊟

職業

年 月 日生 (年齢 歳)

目 録

番 号	品 名 又 は 名 称	数 量 又 は 個 数	物 件 所 持 者 の 住 所 又 は 居 所 (所 在 地) 及 び 氏 名 (名 称)	摘 要

備考 第 8 号様式備考は、この様式について準用する。

別記第百十九号様式及び別記第百二十号様式を次のように改める。

第 120 号様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第 45 条関係)

還付 (交付・複写) 請書

年 月 日

岐阜県 税事務所
岐阜県検税吏員 様

住 所
氏 名 ㊟

下記は 〃 の地方税法違反 (嫌疑) 事件の証拠物件として領置 (差押え・記録命令付差押え) を受けましたが、 〃 年 〃 月 〃 日還付を受け (記録媒体の交付を受け・複写を) 受領しました。

記

還 付 目 録					
領置 (差押え・記録命令付差押え) の年月日	領置 (差押え・記録命令付差押え) の場所	領置 (差押・記録命令付差押) 番号	品 名 (名 称)	数 量 (個数)	摘 要

備考 第 8 号様式備考は、この様式について準用する。

第 120 号の 2 様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第 45 条関係)

鑑定物件破壊許可状請求書

年 月 日	県 税 事 務 所 印 (自動車税 事務所印)
-------------	----------------------------------

裁判所
裁判官 様

岐阜県 税事務所
岐阜県検税吏員 ㊟

別記第百二十号様式の次に次の二様式を加える。

下記嫌疑者に係る地方税法違反嫌疑事件につき、鑑定物件破壊許可状を請求する。

犯 則 嫌 疑 者 の 氏 名	
罪 名	
犯 則 事 実 の 要 旨	
破 壊 す べ き 物 件	
鑑 定 人 の 氏 名 及 び 職 業	
有 効 期 間 等	自 年 月 日 日間
	至 年 月 日 (有効期間が7日を超える場合は、その事由)

備考 第 8 号様式備考は、この様式について準用する。

第 121 号様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第 45 条関係)

質 問 調 書

被質問者 住 所 _____

氏 名 _____

職 業 _____

年 月 日生 (年齢 歳)

上記の者は、 _____ に係る地方税法違反嫌疑事件について、

年 月 日午 時 分から

において、私の質問に対し任意次のおり答弁しました。

質問順序	問答区分	質 問 に 対 す る 答 弁 の 要 領

同日午 時 分質問を終了しましたので、上記のとおりその要領を記載して被質問者に閲覧させ (読み聞かせ) 、これを示したところ (誤りのない旨の申立てを・増減変更の申立てがあり、その陳述を次のとおり記載) したので、ともに署名押印しました。

(増減の申立てに係る陳述)

別記第百二十一号様式から別記第百二十三号様式までを次のように改める。

年 月 日 午 時 分 前記質問の場所において

質 問 者

岐阜県 税事務所

岐阜県検税吏員

㊟

被質問者 氏名

㊟

- 備考 1 質問を受けた者が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すること。
- 2 第8号様式備考は、この様式について準用する。

第 122 号様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第 45 条関係)

検 査 調 書

犯則嫌疑者 〃 に係る地方税法違反嫌疑事件に関し、私は、 〃 年 〃 月
〃 日に次の者を立ち会わせて次のとおり検査をしました。

年 〃 月 〃 日

岐阜県 〃 税事務所

岐阜県検税吏員 〃

立会人 住 所

氏 名 〃

職 業

年 〃 月 〃 日生 (年齢 〃 歳)

検 査 の 時	自 午 〃 時 〃 分 至 午 〃 時 〃 分
検 査 の 場 所	
検査物件所持者の住所又は居所 (所在地) 及び氏名 (名称)	
検査物件の品名又は名称	
検 査 の 結 果	
摘 要	

備考 1 立会人が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すること。

2 第 8 号様式備考は、この様式について準用する。

第 123 号様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第 45 条関係)

領 置 調 書

差出人 (置き去った人)

住 所

氏 名

犯則嫌疑者 〃 に係る地方税法違反嫌疑事件につき、私は、 〃 年
月 〃 日午 〃 時 〃 分 〃 において次の者
を立ち会わせて差出人が任意に提出した (置き去られた) 物件を証拠品として別紙
領置目録のとおり領置しました。

年 〃 月 〃 日

前記の場所において

岐阜県 〃 税事務所

岐阜県検税吏員 〃

立会人 住 所

氏 名 〃

職 業

年 〃 月 〃 日生 (年齢 〃 歳)

- 備考 1 立会人が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すること。
- 2 置き去った人が不明の場合は、住所及び氏名は不明と記載すること。
- 3 第 8 号様式備考は、この様式について準用する。

第 124 号様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第 45 条関係)

臨 検 (搜 索) 調 書

犯則嫌疑者 〃 に係る地方税法違反嫌疑事件について、私は、 〃 において次の者を立ち会わせて次のとおり臨検 (捜 索) しました。

年 月 日

岐阜県 税事務所

岐阜県検税吏員 ㊟

立会人

住 所

氏 名 ㊟

職 業

年 月 日生 (年齢 歳)

許 可 状 に よ る 場 合		許可状によらない場合の理由
発 付 官	裁判所	
	裁判官	
発付年月日	年 月 日	
許 可 状 を 示された者		
臨検 (捜 索) の日時	年 月 日 午 時 分 から 年 月 日 午 時 分 まで	
臨検した物件 又は場所、捜 索した身体、 物件又は場所		
捜索の目的で ある物件		
臨検 (捜 索) のてん末		
参 考 事 項		

備考 1 立会人が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すること。

2 第 8 号様式備考は、この様式について準用する。

第 125 号様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第 45 条関係)

差 押 調 書

犯則嫌疑者 に係る地方税法違反嫌疑事件について、私は、次の者を立ち
会わせて次のとおり差押えをしました。

年 月 日

岐阜県 税事務所

岐阜県検税吏員 ㊟

立会人

住 所

氏 名 ㊟

職 業

年 月 日生 (年齢 歳)

許 可 状 に よ る 場 合		許可状によらない場合の理由
発 付 官	裁判所	
	裁判官	
発付年月日	年 月 日	
許 可 状 を 示された者		
差 押 え の 日 時	年 月 日 午 時 分	
差 押 え の 場 所		
差 押 え の 目 的		
差 押 物 件 の 品 目	別紙差押目録記載のとおり	
差 押 物 件 の 処 置		
地方税法第 22 条の 4 第 2 項の規定によ る差押え又は同法第 22 条の 8 の規定に よる処分をした場合 には、その経過		
参 考 事 項		

備考 1 立会人が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その
旨を付記すること。

2 第 8 号様式備考は、この様式について準用する。

第 126 号様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第 45 条関係)

記 録 命 令 付 差 押 調 書

犯則疑者 に係る地方税法違反嫌疑事件について、私は、次の者を立ち
会わせて次のとおり記録命令付差押えをしました。

年 月 日

岐阜県 税事務所

岐阜県検税吏員 ㊟

立会人

住 所

氏 名 ㊟

職 業

年 月 日生 (年齢 歳)

発付官	裁判所	発付年月日	年月日
	裁判官	許可状を示された者	
記録命令付 差押えの日時	年 月 日 午 時 分		
記録命令付 差押えの場所			
記録命令付 差押えの目的			
記録させ、又は 印刷させた 電磁的記録			
電磁的記録を記 録させ、又は印 刷させた者			
記録命令付 差押物件の品目	別紙記録命令付差押目録記載のとおり		
記録命令付 差押物件の処置			
参 考 事 項			

- 備考 1 立会人が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その
旨を付記すること。
- 2 第8号様式備考は、この様式について準用する。

第 127 号様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第 45 条関係)

告 発 事 件 送 付 書

第 号
年 月 日

岐阜地方検察庁
検事正 様

岐阜県 税事務所長 印

次の犯則嫌疑事件を送付します。

罪 名	地方税法違反	犯 則 嫌 疑 者	本 籍
該 当 法 条 項	地方税法第 条第 項		出 生 地
証 拠 物 件	別添証拠品目録のとおり。		住 所
前 科	(注意) ここは税犯法違反に係る前科を掲げる。		職 業
参 考 事 項	(注意) 共犯関係者は、ここに記入する。		氏 名
添 付 書 類	別添記録総目録のとおり。		年 月 日生

法人の場合は、本店所在地、代表者氏名も記載のこと。

備考 第 8 号様式備考は、この様式について準用する。

第 127 号様式付表 1 (用紙日本工業規格 A 4) (第 45 条関係)

記 録 総 目 録			
犯 則 嫌 疑 者			
番 号	文 書 名	丁 数	備 考

備考 第 8 号様式備考は、この様式について準用する。

第 127 号様式付表 2 (用紙日本工業規格 A 4) (第 45 条関係)

証 拠 品 総 目 録						
犯 則 嫌 疑 者						
番 号	領 置 (差 押 ・ 記 録 命 令 付 差 押) 番 号	品 目	数 量	被 領 置 人 又 は 差 出 人 (被 差 押 人 ・ 被 記 録 命 令 付 差 押 人) の 住 所 又 は 居 所 (所 在 地) 及 び 氏 名 (名 称)	所 有 者 の 住 所 又 は 居 所 (所 在 地) 及 び 氏 名 (名 称)	備 考

備考 第 8 号様式備考は、この様式について準用する。

第 128 号様式 (用紙日本工業規格A 4) (第 45 条関係)

告 発 書

第 号
年 月 日

岐阜地方検察庁
検事正 様

岐阜県 税事務所長



次の者に係る地方税法違反嫌疑事件につき地方税法第 の規定により告
発いたします。

犯 則 嫌 疑 者	本 籍
	出 生 地
	住 所
	職 業
	氏 名
	年 齢
	性 別
罪 名	地方税法違反
該 当 法 令 条 項	地方税法第
犯 則 事 実	別紙犯則事実のとおり

備考 第 8 号様式備考は、この様式について準用する。

第 129 号様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第 45 条関係)

犯 則 事 件 報 告 書

年 月 日

税事務所長 様

岐阜県 税事務所
岐阜県検税吏員次の地方税法違反嫌疑事件につき調査したところ、通告処分(告発)すべきものと認められるので、
により報告します。

犯 則 嫌 疑 者	住 所 (所在地)		職 業 (業種)	
	氏 名 (名称)		年 齢	
犯則嫌疑事実及び 該当法令条項				
通告処分すべき金額				
その他参考となるべき 事項				
添 付 書 類	地方税(税)犯則嫌疑調査報告書			

備考 第 8 号様式備考は、この様式について準用する。

第 129 号様式付表 (用紙日本工業規格 A 4) (第 45 条関係)

地方税 (税) 犯則嫌疑調査報告書

年 月 日

税事務所長 様

岐阜県 税事務所

岐阜県検税吏員



下記の者に対する (文書名) は、別紙のとおりであります。

記

犯則嫌疑者

住 所

(所在地)

氏 名

(名 称)

備考 第 8 号様式備考は、この様式について準用する。

第130号様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第45条関係)

						起 案	年 月 日
						決 裁	年 月 日
						通 知	年 月 日
通 告 処 分 決 議 書							
根 拠 条 文				罰 金 に 相 当 する 金 額			円
犯 則 嫌 疑 者	氏 名 (名 称)			上記の算出根拠			円
	住所又は居所 (所 在 地)		(年 月 日生)	追徴金に相当する金額			円
	職業 (業 種)			上記の算出根拠			
犯 則 事 実				処 分 費			円
該 当 法 条 項				上記の算出根拠			

備考 1 犯則事実を証する書類等を添付すること。

2 第8号様式備考は、この様式について準用する。

第131号様式 (用紙日本工業規格A4) (第45条関係)

通 告 処 分 更 正 決 議 書						
					起 案	年 月 日
					決 裁	年 月 日
更 正 す る 理 由	更 正 す る 内 容				通 知	年 月 日

- 備考 1 通告処分決議書を添付すること。
 2 第8号様式備考は、この様式について準用する。

第132号様式 (用紙日本工業規格A4) (第45条関係)

領置 (差押・記録命令付差押) 物件引継書

第 年 月 日 号

岐阜地方検察庁
検事正 様

岐阜県 税事務所長



犯罪嫌疑者 に対する地方税法違反嫌疑事件の証拠として領置
(差押え・記録命令付差押え) をした物件を別紙領置 (差押・記録命令付差押) 目
録とともに引き続きします。

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

第133号様式 (用紙日本工業規格A4) (第45条関係)

領置 (差押) 物件引継通知書

年 月 日



保管者 様

岐阜県 税事務所
岐阜県検税吏員



地方税法違反嫌疑事件に関する領置 (差押) 物件は、保管証で検察官に引き継ぎ
ましたから通知します。

- 備考 1 保管証の写しを添付すること。
- 2 第8号様式備考は、この様式について準用する。

別記第百三十四号様式中「地方税法第 九条」を「地方税法第22条の31の規定」に改め、同様式備考2の次のように加える。

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

別記第百三十五号様式中

「	罰 科 金 額	を	「	罰 金 額	」	に改め、同様式備考3中「差押物件」を
」	徴 収 金 額		」	追 徴 金 額	」	に改め、同様式備考3に次のように加える。

「差押物件及び記録命令付差押物件」に改め、同様式備考に次のように加える。

7 第8号様式備考は、この様式について準用する。

別記第百八十三号様式その一裏面及び別記第百八十三号の二様式その一裏面中「三機東京U.F.J銀行」を「三機U.F.J銀行」に改める。

別記第百三十八号様式を次のように改める。

第238号様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第125条の 5 関係)

年 月 日

様

岐阜県 県税事務所長 図

軽油引取税納税通知書

軽油引取税について、地方税法（第144条の22第4項・第144条の25第5項において準用する同法第144条の22第4項）及び岐阜県税条例第71条の8第2項の規定により次のとおり賦課しましたので、納期限までに納めてください。

課税番号		事業者コード	
納税者又は 特別徴収義務者	住所又は 所在地		
	氏名又は 名称		
課税標準量			(リットル)
税率			(円)
税額			(円)
納期限		年 月 日	
納付場所	納付書の裏面をご覧ください。		
摘要			

(延滞金、督促及び滞納処分)

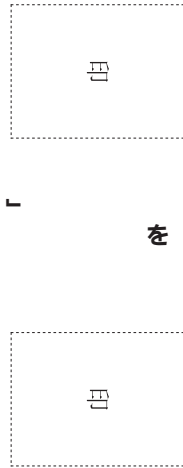
- 1 延滞金、督促及び滞納処分については、納付書の裏面をご確認ください。
(審査請求)
- 2 この税の賦課について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。
(処分の取消しの訴え)
- 3 処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（岐阜県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

別記第二百四十七号様式その一表面中「は申検に必要ですから田動申検証七一號に」

を「で申検の際の納税確認をする場合がありますので、」に
「岐阜市日置江2648 3 「岐阜市日置江2648 3

岐阜県田動申検事務所 岐阜県田動申検事務所



に改め、同様式裏面中「三聯

県印「F」発行」を「三聯「F」発行」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の第四十五条の規定は、この訓令の施行の日以後にした行為に係る地方税に
関する犯則事件の処分について適用し、同日前にした行為に係る地方税法に関する犯
則事件の処分については、なお従前の例による。

3 改正前の岐阜県税務処理規程の様式による用紙で知事が必要と認めるものは、当
分の間使用することができる。

岐阜県訓令甲第十号

総 務 部
出 納 事 務 局
各 県 税 務 所

岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県税務処理規程（昭和六十年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正す
る。

第二百条を次のとおり改める。

（特例条例による課税免除等）

第二百条 県税事務所長は、個人の事業税、法人の事業税又は不動産取得税について、
次の各号に掲げる申請があつたときは、当該各号に定める様式により決議しなければ
ならない。

- 一 過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例（昭和四十五年岐阜県条例第二十
号）第三条又は農村地域工業等導入地区における岐阜県税の特例に関する条例（昭
和四十六年岐阜県条例第二十九号）第三条の規定による課税免除の申請 別記第三
百六号様式
- 二 岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例
（平成二十七年岐阜県条例第四十三号）第四条の規定による課税免除又は不均一課
税の申請 別記第三百七号様式

2 県税事務所長は、前項の規定により課税免除又は不均一課税について決議したとき
は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により当該申請者に通知し
なければならない。

- 一 前項第一号に掲げる課税免除 別記第三百八号様式
- 二 前項第二号に掲げる課税免除又は不均一課税 別記第三百九号様式

別記様式目次中

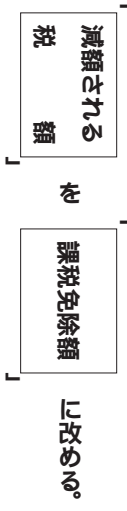
- 「第三百七号様式 県税課税免除通知書 第二百条第二項 を
- 「第三百八号様式 県税不均一課税決議書 第二百一条第一項 を
- 「第三百七号様式 県税課税免除等決議書 第二百条第一項 を
- 「第三百八号様式 県税課税免除通知書 第二百条第二項 に、
- 「県税不均一課税通知書」を「県税課税免除等通知書」に、「第二百一条第二項」を
- 「第二百条第二項」に改める。

別記第三百八号様式を削り、別記第三百七号様式を別記第三百八号様式とし、別記第
三百六号様式の次に次の一様式を加える。

第307号様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第200条関係)

						起 案	・ ・	入力確認							
						決 裁	・ ・								
						通 知	・ ・								
税に係る県税課税免除等決議書															
申請者	住 所 (所在地)														
	氏 名 (名 称)														
	年 又 は 事 業 年 度														
要件の判定	新 增 設 設 備	取 得 年 月 日	減 価 償 却 開 始 年 月 日			取 得 価 額									
		・ ・	・ ・			円									
		・ ・	・ ・												
	合 計														
新 增 設 設 備 に 伴 う 人 員	区 分	月 別	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	計	分割基準適用後の事業年度末日現在の数	摘要
		第 一 年 設 度	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	①	
	第 二 年 設 度													②	
	第 三 年 設 度													③	
	本県内に勤務する上記以外の従業者数													④	
			比率 ($\frac{①+②+③}{①+②+③+④}$)												
不 均 一 課 税 額 計 算 書	事 業 所 収 入 又 金 は 額	区 分	比 率	不 均 一 課 税 対 象 額 (減 額 税 額)	不 均 一 課 税 後 残 額 (減 額 後 残 額)	既 減 額 税 額	差 引 減 額 税 額								
		千 円	—	千 円	千 円	/	/								
		計													
	税 額	円	/	円	円	円	円								
		計													
課 税 免 除 額 書	不 動 産 取 得 税	種 類	地 目 ・ 構 造	地 積 ・ 床 面 積	取 得 年 月 日	課 税 標 準 額	課 税 免 除 額								
				m ²	・ ・	千 円	円								
					・ ・										
		計													

岐阜県三十三号法律第百「第201条関係」や「第200条関係」及び「税に係る県税不均一課税通知書」や「税に係る県税通知書」及び「岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の税率の特例に関する条例」や「岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例」及び「とおり不均一課税を」や「とおり を」及び



税 額
 上の欄に於て、平成三十年度に於ける

平成三十年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社